

確定申告の時期が近づいてきました。

— 所得税の確定申告と納税は正しくお早めに！ —

問 税務課住民税係 ☎801-5785

所得税は、納税者自身が所得と税額などを計算し、正しい申告と納税をする申告納税制度をとっています。所得金額や税額を正しく計算し、申告と納税は期限内（3月15日☎まで）にお済ませください。確定申告でご不明な点がありましたら、下記日程で申告書の記載方法などの相談を行っています。申告に必要な書類をご準備のうえ、お越しください。

なお、申告書をご自分で作成された方は、直接税務署へ郵送などの方法により提出してください。

確定申告相談会場日程

長与町水道局庁舎会場（3階会議室） 問 税務課住民税係 ☎801-5785

2月16日☎～3月15日☎（土・日除く）
（受付時間）9時～11時・13時～16時

※11時以降に受付された方は13時からの申告受付となります。

◇上記期間中、町県民税及び国民健康保険税の申告相談も行います。

（期間中の申告相談は税務課窓口では受付しておりません。相談窓口は長与町水道局庁舎会場となりますのでご注意ください）

◇期間中は大変混み合うため、駐車場が不足します。可能な限り、公共交通機関をご利用ください。

土地や建物を売られた方の譲渡所得の申告相談日

2月20日☎・21日☎の2日間のみ

上記2日間以外は、長与町水道局庁舎会場での受付はできません。NBC別館会場での受付となりますのでご注意ください。

なお、譲渡所得（株式・先物など）については、内容によりNBC別館会場をご案内させていただきます。

NBC別館会場 問 長崎税務署 ☎822-4231

時 2月16日☎～3月15日☎9時～16時（土・日除く）

※ただし、2月18日☎及び2月25日☎は申告相談を行います。

所 長崎市上町1番35号（桜町電停前）

◇上記の期間中、長崎税務署での申告相談は行っておりませんのでご注意ください。

◇会場には駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税の確定申告をする必要はありません。ただし、上記に該当する場合でも所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

町県民税（住民税）の申告

所得税の確定申告が必要ない方でも、年金の源泉徴収票に記載されていない控除など（扶養控除・生命保険料控除・障害者控除・寡婦（夫）控除など）があるときは、町県民税の申告が必要な場合があります。該当する方は町県民税の申告をしていただくようお願いいたします。

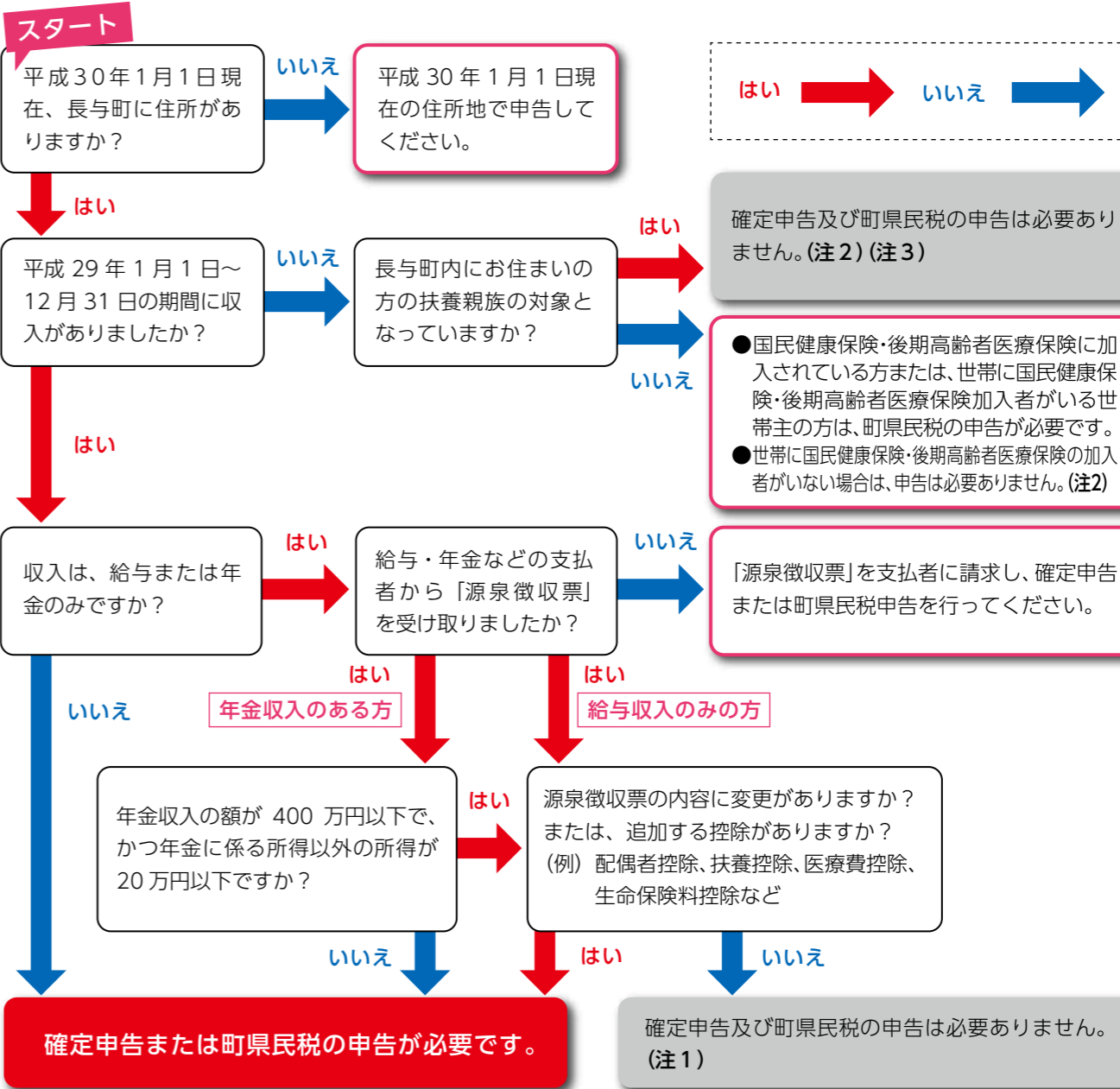
なお、町県民税の申告は2月5日☎から15日☎までは役場3階税務課にて受付しております。ただし、2月16日☎以降は確定申告と同じく町水道局庁舎会場（3階会議室）での受付となりますので、お間違えのないようお願いいたします。

例年、確定申告期間は大変混み合い、待ち時間が長時間となりますので、可能な限り2月15日☎以前の申告をお願いいたします。

申告フローチャート

確定申告または町県民税の申告をされる方は、左のページの確定申告相談会場及び日程をご確認のうえ申告をおこなってください。

※このフローチャートは一般的に解説したもので、条件によっては該当しない場合があります。



- (注1) 申告義務がない方でも所得税の還付を受けるためには確定申告が必要です。また、給与を2か所以上から受けている方や、勤務先から年末調整をされていない方は、確定申告が必要な場合があります。
- (注2) 申告義務がない方でも所得証明書や課税（非課税）証明書が必要な方は町県民税の申告が必要です。
- (注3) 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方は、町県民税の申告が必要です。

毎年役場の申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すると、自動計算で簡単に申告書を作成できますのでぜひご利用ください。作成した申告書は印刷し長崎税務署へ郵送するか、長崎税務署窓口または役場申告会場へ直接持参してください。